

坂監公表24第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年11月12日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 松 田 実

(別紙)

平成24年度財政援助団体等監査の結果報告書

1. 公益財団法人坂出市学校給食会の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益財団法人坂出市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

- (1) 学校給食会管理費補助金 11,092,987 円
- (2) 学校給食会運営費補助金 10,589,561 円

2 監査の実施日

平成24年9月7日から平成24年10月31日まで

3 実施した監査手続

学校給食会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について学校給食会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、教育総務課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 学校給食会の概要

学校給食会は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として昭和54年3月17日設立、平成24年4月1日公益財団法人へ移行した。主な事業は、小・中学校ごとの共同献立に基づき、給食に使用する物資の共同購入、児童・生徒のバランスのとれた栄養豊かな給食を実施している。さらに、地産地消の推進等学校給食の充実や保護者負担の軽減、効率的な給食事務を実施している。

2 学校給食会の監査の結果

学校給食会の財政援助に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

3 教育総務課の監査の結果

教育総務課における学校給食会に対する補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2. 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに福祉事務所ふくし課（以下「ふくし課」という。）及び福祉事務所こども課（以下「こども課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

(1) 坂出市社会福祉協議会交付金	48,917,554 円
(2) 福祉会館管理費補助金	3,700,000 円
(3) 高額療養費つなぎ資金貸付金	2,000,000 円
(4) 母子生活支援施設「坂出ハイツ」指定管理料	16,674,828 円
(5) 坂出市ファミリーサポートセンター事業委託料	2,837,500 円
(6) 通所サービス等利用促進事業補助金 （障害者自立支援臨時特例交付金）	950,000 円

2 監査の実施日

平成24年9月7日から平成24年10月31日まで

3 実施した監査手続

市社協の上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、市社協から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、ふくし課及びこども課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 市社協の概要

市社協は、坂出市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として昭和48年10月18日設立された。

主な事業は、

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (5) 保健医療，教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業の経営
- (8) 「坂出市福社会館」の経営
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 障害福祉サービス事業の経営（居宅介護，重度訪問介護 坂出市社会福祉協議会訪問介護事業所）
- (11) 障害福祉サービス事業の経営（生活介護，就労継続支援B型 八幡園）
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 福祉総合相談事業
- (14) ファミリーサポートセンター事業の経営
- (15) 福祉サービス利用援助事業
- (16) 成年後見推進事業
- (17) その他法人の目的達成のため必要な事業

を実施している。なお，母子生活支援施設「坂出ハイツ」の管理・経営は，平成24年3月31日をもって廃止された。

2 市社協監査の結果

市社協の上記の補助金に係る出納その他の事務は，適正に処理されているものと認められた。

3 ふくし課の監査結果

ふくし課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は，適正に執行されているものと認められた。

4 こども課の監査結果

こども課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は，適正に執行されているものと認められた。